

国土交通省 高田河川国道事務所 Twitter（ツイッター）運用方針

Twitter（ツイッター）を通じた情報発信にあたり、当アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。

（目的）

国土交通省 高田河川国道事務所（以下「当事務所」といいます。）は、災害時における緊急的な情報、当事務所が管理する河川、道路に関する情報及びその他各種行政情報を迅速、広範囲に発信することを通じ、管内の地域住民等の利便性を高め、当事務所の業務について理解を深めていただくことを目的とします。

（アカウント）

アカウント名は、「mlit_takada」とします。

当事務所Twitter（ツイッター）のURLは、「https://twitter.com/mlit_takada」です。

（発信内容）

発信内容は、関川、保倉川、姫川、国道8号、国道18号に関する以下のさまざまな情報を発信するものとします。

ア 当事務所が管理する河川等の出水時における水防警報や洪水予報などの防災情報

イ 当事務所が管理する道路等の通行止め等の交通情報

ウ 災害時における当事務所が管理する河川管理施設、道路施設の被災状況や利用状況などの防災情報

エ 当事務所が実施する事業に関する情報

オ 当事務所の記者発表の情報や河川、道路に関するイベント等の情報

カ その他、当事務所が必要と判断した行政情報

※なお、情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、内閣官房情報通信技術（IT）担当室、総務省、経済産業省の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日付）に基づき、運営するものとします。

（返信、フォロー、リツイート）

当事務所からの発信に対する意見などに対しては、個別に返信はしません。また、当事務所からはフォロー、リツイートはしません。

※「フォロー」……他のユーザーを指定し、登録（フォロー）することで、その相手の発信内容を自分のホーム画面に自動的に表示させる機能。

※「リツイート」…他ユーザーの発信を自分が再度発信（リツイート）し、自分をフォローしているユーザーにも共用できるようにすること。

(知的財産権)

当ページに記載されている写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産権は当事務所又は正当な権利を有する者に帰属します。

(免責事項)

提供する情報について、ソーシャルメディアの特性上、利用者が本アカウントの情報を利用して行う行為について保証するものではありません。また、利用者間、利用者と第三者との間のトラブル、または被った損害について責任を負うものではありません。

(その他)

上記に定める諸事項については、予告なく変更する場合があります。

Twitter（ツイッター）の利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとします。

(適用)

この運用方針は、平成 28 年 10 月 17 日から適用します。